

2 沖縄県立開邦高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称・事務所)

第1条 本会は、開邦高等学校PTA と称し、事務所を開邦高等学校内におく。

(会員)

第2条 本会は、開邦高等学校生徒の保護者、教職員ならびに本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、開邦高等学校教育の向上発展を期し、学校と家庭及び社会が一体となって理想的な教育環境実現に努力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒の保健体育に関すること。
- (2) 生徒の教養文化に関すること。
- (3) 生徒の健全育成ならびに校外生活の指導に関すること。
- (4) 生徒の厚生福祉に関すること。
- (5) 会員の教養、研究および親睦に関すること。
- (6) 教育上必要な環境整備への協力に関すること。
- (7) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 機関及び職掌

(機関)

第5条 本会に次の機関をおく。(開邦中学校PTA と一体的に運営される)

- (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 部会 (4) 学年PTA (5) 支部

(総会)

第6条 総会は、毎年度始めに開く。但し、会長または評議員会において、必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

- 2 緊急かつやむを得ざる場合は、評議員会をもって総会にかえることができる。但し、この場合、次期総会において報告しなければならない。

第7条 総会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会則の制定及び改廃 (2) 役員承認 (3) 当該年度の事業計画及び予算・決算承認
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事項の決定

(評議員会)

第8条 評議員会は、会長が必要と認めたとき随時に開くことができる。

第9条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議及び決定
- (2) 役員選出
- (3) 部会及び学年・ホームルームPTA から具申された事項の審議及び決定

- (4) 予算の補正に関する審議及び決定
 - (5) その他、緊急を要する事項の審議及び決定
- (部会)

第10条 部会は、総会及び評議員会の決定事項の執行にあたり、部長が必要と認めたとき随時に開くことができる。

2 部会の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。(開邦中学校PTA と一体的に運営される)

- (1) 総務部会務の統括事項及び予算、決算に関すること。会員の福祉厚生に関すること。
- (2) 進路指導部生徒の進学、就職等に関すること。
- (3) 環境美化部学校施設、設備及び環境美化に関すること。
- (4) 生徒指導部生徒の生活指導に関すること。
- (5) 文化部教養文化に関すること、会員の研修に関すること。
- (6) 広報部PTA 新開発行、広報に関すること。
- (7) 保健体育部保健体育安全に関すること。

3 各部に部長及び副部長をおく。

4 部長は、当該部に属する委員の互選によって選出し、副部長は本校校務分掌中の当該担当の係職員を充てる。

(学年・学級PTA)

第11条 学年PTA に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長は第17 条第 1 項に掲げる者がこれにあたる。

3 副委員長は第17 条第 1 項に掲げる者と本校学年主任がこれにあたる。

第12条 支部については次のとおりとする。

- (1) 八重山、宮古、久米島、北部に支部を置き、各支部会は部長が必要と認めたとき随時に開くことができる。
- (2) 各支部に正副支部長をおき、正副支部長は各支部会員の互選によって選出する。

第4章 役員、評議員、各部委員

(役員)

第13条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 顧問 若干名(うち 1 名は校長)
- (2) 会長 1 名 ※中学校及び高等学校が合同で行う活動等においては、高等学校の会長を代表とする。
- (3) 副会長 若干名(うち 1 名は教頭)
- (4) 監事 2 名
- (5) 幹事 若干名 ※中学校保護者 1 名は中学校会長となる。

(役員の任務)

第14条 役員の任務は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 幹事は、会長の命を受け、本会の庶務、会計を処理する。
- (5) 顧問は、本会の会務について指導助言を与える。

(役員の選出)

第15条 役員は、それぞれ次の各号に掲げる手続きにより選出する。

(1) 会長、副会長及び監事は、評議員会において、会員の中から選出し、総会の承認をえる。

(2) 幹事は、本校職員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が任期満了に伴って離任した場合は、第1項本文の規定にかかわらず、後任者の就任までその職務を行うものとする。

(評議員)

第17条 評議員は、次の各号に掲げるものをあてる。

(1) 保護者の中からホームルーム単位に選出された者（各ホームルーム2名）

(2) 本校職員で校務分掌中の代表

2 評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(各部委員)

第18条 各部委員は、評議員からなるものとし、評議員は、第10条第2項に掲げる各部の一に属するものとする。ただし、総務部委員は、正副会長、幹事及び各部部長を以って構成する。

第5章 経費

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第20条 会費は、会員一人当たり月700円とする。ただし、会費のほかに必要に応じて他の経費を徴収することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第22条 本会の会計は、毎年監査を受け、評議員会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第23条 本会に、次の各号に掲げる帳簿を備えるものとする。

(1) 会 則 (2) 会員名簿及び役員名簿 (3) 議事録

(4) 会計に関する帳簿 (5) その他必要な帳簿

第6章 補則

(会則の改廃)

第24条 本会則は、評議員会の審議を経て、総会の決議により改廃する。

第7章 委任事項

(委任事項)

第25条 本会の運営に関し、必要な細則及び諸規程は、会則に反しない限りにおいて評議員会の議決を経て定めることができる。ただし、次期総会において報告する。

第8章 表彰

(表彰)

第26条 本会の事業推進にあたり功労があった者はこれを表彰する。

2 非表彰者は評議員会で決定し、原則として総会で表彰する。

附 則

本会則は、昭和61年4月9日から施行する。ただし、第20条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

昭和62年5月23日 一部改正

平成元年5月20日 一部改正

平成3年5月26日 一部改正

平成9年5月17日 一部改正

平成14年5月18日 一部改正

平成17年2月2日 一部改正（第7・8章の追加）

平成28年2月2日 一部改正

令和6年5月11日 一部改正

開邦高等学校PTA細則

(目的)

第1条 この細則は、開邦高等学校PTA 会則第25条に基づき本会運営に関する必要な事項を定めることによって、迅速且つ円滑なPTA 活動に資することを目的とする。

(慶弔規定)

第2条 この規定は会員及び生徒を対象とする。

第3条 会員または生徒に事故あるときは次の見舞金を支給する。

1 本校生徒死亡の場合5,000 円

2 会員死亡の場合5,000 円

第4条 会長が社会教育団体及び校区内の自治会等の団体の行事に招かれた場合、会費等を支給する。

第5条 PTA関係の会議等に出席する場合、旅費の支出をすることができる。額については別に定める。

第6条 この規定に定めない事項で緊急を要するものは正副会長で協議し、事後運営委員会に報告する。

附則この細則は平成17年4月1日から施行する。

3 県立開邦中学校PTA会則

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は、県立開邦中学校PTA と称し、事務所を開邦中学校内におく。

(会 員)

第2条 本会は、開邦中学校生徒の保護者、教職員ならびに本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、開邦中学校教育の向上発展を期し、学校と家庭及び社会が一体となって理想的な教育環境実現に努力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒の保健体育に関すること。
- (2) 生徒の教養文化に関すること。
- (3) 生徒の健全育成ならびに校外生活の指導に関すること。
- (4) 生徒の福祉厚生に関すること。
- (5) 会員の教養、研究および親睦に関すること。
- (6) 教育上必要な環境整備への協力に関すること。
- (7) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 機関及び職掌

(機 関)

第5条 本会は次の機関をおき、開邦高等学校PTA と一体的に運営される

- (1) 総 会 (2) 評議員会 (3) 部会 (4) 学年PTA (5) 支 部

(総会)

第6条 総会は、毎年度始めに開く。但し会長または評議員会において、必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

- 2 緊急かつやむを得ざる場合は、評議員会をもって総会にかえることができる。但し、この場合、次期総会において報告しなければならない。

第7条 総会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会則の制定及び改廃 (2) 役員の承認 (3) 当該年度の事業計画及び予算・決算の承認
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事項の決定

(評議員会)

第8条 評議員会は、会長が必要と認めたとき随時に開くことができる。

第9条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議及び決定
- (2) 役員の選出
- (3) 部会及び学年・ホームルームPTA から具申された事項の審議及び決定

- (4) 予算の補正に関する審議及び決定
 - (5) その他、緊急を要する事項の審議及び決定
- (部 会)

第10条 部会は、総会及び評議員会の決定事項の執行にあたり、部長が必要と認めたとき随時、開くことができる。

2 部会の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会務の統括事項及び予算、決算に関すること。会員の福祉厚生に関すること。
- (2) 進路指導部生徒の進学、就職等に関すること。
- (3) 環境美化部学校施設、設備及び環境美化に関すること。
- (4) 生徒指導部生徒の生活指導に関すること。
- (5) 文化部教養文化に関すること、会員の研修に関すること。
- (6) 広報部PTA 新聞発行、広報に関すること。
- (7) 保健体育部保健体育安全に関すること。

3 各部に部長及び副部長をおく。

4 部長は、当該部に属する委員の互選によって選出し、副部長は本校校務分掌中の当該担当の係職員を充てる。

(学年PTA)

第11条 学年PTA に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長は第17 条第 1 項に掲げる者がこれにあたる。

3 副委員長は第17 条第 1 項に掲げる者と本校学年主任がこれにあたる。

第12条 支部については、中学校、高等学校合同で次のとおりとする。

- (1) 八重山、宮古、久米島、北部に支部を置き、各支部会は部長が必要と認めたとき随時に開くことができる。
- (2) 各支部に正副支部長をおき、正副支部長は各支部会員の互選によって選出する。

第 4 章 役員、評議員、各部委員

(役 員)

第13条 本会には、中学校、高等学校合同で次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 顧問 若干名 (うち 1 名は校長)
- (2) 会長 1 名 ※中学校及び高等学校が合同で行う活動等においては、高等学校の会長を代表とする。
- (3) 副会長 若干名 (うち 1 名は教頭)
- (4) 監事 2 名
- (5) 幹事 若干名 ※中学校保護者 1 名は、中学校会長となる。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 幹事は、会長の命を受け、本会の庶務、会計を処理する。
- (5) 顧問は、本会の会務について指導助言を与える。

(役員の選出)

第15条 役員は、それぞれ次の各号に掲げる手続きにより選出する。

(1) 会長、副会長及び監事は、評議員会において、会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(2) 幹事は、本校職員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が任期満了に伴って離任した場合は、第1項本文の規定にかかわらず、後任者の就任までその職務を行うものとする。

(評議員)

第17条 評議員は、次の各号に掲げるものを充てる。

(1) 保護者の中からホームルーム単位に選出された者

(2) 本校職員で校務分掌中の代表

2 評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(各部委員)

第18条 各部委員は、評議員からなるものとし、評議員は、第10条第2項に掲げる各部の一に属するものとする。ただし、総務部委員は、正副会長、幹事及び各部部長を以って構成する。

第5章 経費

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 会費は、会員一世帯当たり月700円とする。ただし、会費のほかに必要に応じて他の経費を徴収することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第22条 本会の会計は、毎年監査を受け、評議員会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第23条 本会に、次の各号に掲げる帳簿を備えるものとする。

(1) 会則(2) 会員名簿及び役員名簿(3) 議事録(4) 会計に関する帳簿(5) その他必要な帳簿

第6章 補則

(会則の改廃)

第24条 本会則は、評議員会の審議を経て、総会の決議により改廃する。

第7章 委任事項

(委任事項)

第25条 本会の運営に関し、必要な細則及び諸規程は、会則に反しない限りにおいて評議員会の議決を経て定めることができる。ただし、次期総会において報告する。

第8章 表彰

(表 彰)

第26条 本会の事業推進にあたり功労のあった者はこれを表彰する。

2 表彰者は評議員会で決定し、原則として総会で表彰する。

附 則

本会則は、平成28年2月2日から施行する。

令和6年5月11日 一部改正

開邦中学校PTA細則

(目的)

第1条 この細則は、開邦中学校PTA 会則25 条に基づき本会運営に関する必要な事項を定めること
によって、迅速且つ円滑なPTA 活動に資することを目的とする。

(慶弔規定)

第2条 この規定は会員及び生徒を対象とする。

第3条 会員または生徒に事故ある時は次の見舞金を支給する。

1 本校生徒死亡の場合5,000 円

2 会員死亡の場合5,000 円

第4条 会長が社会教育団体及び校区内の自治会等の団体の行事に招かれた場合、会費等を支給する。

第5条 PTA 関係の会議等に参加する場合、旅費の支出をすることができる。額については別に定める。

第6条 この規定に定めない事項で緊急を要するものは正副会長で協議し、事後評議員会に報告する。

4 沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校後援会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校後援会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を沖縄県島尻郡南風原町字新川646番地 沖縄県立開邦高等学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校（以下、本校と称する。）の教育活動を支援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本校の教育活動の支援に関すること。
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 本校の卒業生及びその保護者で本会の趣旨に賛同する者。
- (2) 本校の在校生の保護者で本会の趣旨に賛同する者。
- (3) 本校の職員及び旧職員で本会の趣旨に賛同する者。
- (4) その他、本会の趣旨に賛同する個人または団体。

(機 関)

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 理事会 (4) 事務局

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 4名 (4) 理事 6名
(5) 評議員 8名 (6) 監事 2名 (7) 事務局長 1名 (8) 事務局次長 1名

(役員の選出)

第8条 本会の役員は、次の方法で選出する。なお、複数の役職を兼任できない。

- (1) 顧問は、歴代校長を充てる。
- (2) 会長は、理事会において選出し、評議員会の承認を得て決定する。
- (3) 副会長は、校長、中学校及び高等学校PTA会長、同窓会長を充てる。
- (4) 理事は、会長が委嘱する。
- (5) 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- (6) 監事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。
- (7) 事務局長は、本校教頭を充てる。
- (8) 事務局次長は、本校教頭を充てる。
- (9) 会計は、本校事務長が行う。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 顧問は、 本会の会務運営全般について助言する。
- (2) 会長は、 本会を統括し、 理事会、 評議員会及び総会の議長を務める。
- (3) 副会長は、 会長を補佐し、 会長に事故あるときは、 あらかじめ会長の指名する順序で、 その職務を代行する。
- (4) 理事は、 本会に関する重要事項等を企画し、 本会の会務を執行する。
- (5) 評議員は、 評議員会において本会の重要事項等を審議する。
- (6) 監事は、 本会の会務運営全般及び会計を監査する。
- (7) 事務局長は、 会長の命を受け、 本会の業務を処理する。
- (8) 事務局次長は、 事務局長を補佐する。
- (9) 事務局は、 会長の命を受け、 本会の会計を処理する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 原則として3年とし、 連続2期までの再任を妨げない。
- (2) 職務上役員となる者の任期は、 その在任期間とする。

第3章 会 議

(総 会)

第11条 総会は、 本会の最高議決機関である。

(評議員会)

第12条 評議員会は、 会長、 副会長及び評議員で構成し、 総会に代わる議決機関で、 次のことを審議する。

- (1) 役員の承認に関すること。
- (2) 会則の改廃に関すること。
- (3) 予算・決算に関すること。
- (4) その他、 必要と認められた事項。

(理事会)

第13条 理事会は、 会長、 副会長及び理事で構成し、 会務を企画運営するとともに、 次の事項を審議または執行する。

- (1) 評議員会に提案する事項。
- (2) 評議員会から委任された事項。
- (3) その他、 必要と認められた事項。

(運 営)

第14条 本会は、 次のように運営する。

- (1) 総会は、 評議員の3分の2以上が必要と認めた場合に会長が招集する。
- (2) 評議員会は、 定例で開催するほか、 次のいずれかの場合に会長が招集する。
 - ① 評議員の3分の2以上が必要と認めた場合
 - ② 会長が必要と認めた場合
- (3) 理事会は、 必要に応じて会長が招集する。
- (4) 会長は、 緊急を要する事項または軽易な事項については、 理事会または評議員会の議決を経ないで処理することができる。その場合は、 処理後最初の理事会及び評議員会において報告しなければならない。

(議 決)

第15条 評議員会、 理事会及び総会の議事は、 出席者の過半数の同意をもって決し、 可否同数の場合は

議長の決するところとする。

(議事録)

第16条 諸会議の議事については、議事録を作成し議長が署名するものとする。

第4章 資産及び書類

(資産)

第17条 本会の資産は入会金、寄付金、その他をもって充てる。

(入会金)

第18条 入会金は、一口2,000円の任意口数制とし、随時、増口することができる。

(生徒及び保護者の入会)

第19条 生徒の保護者及び本会の趣旨に賛同する者は次のように入会金を支払う。

- (1) 中学生1・2年生の保護者は1口 年額2,000円。
- (2) 高校1年生の保護者は2口 年額4,000円。
- (3) 高校3年生の保護者は1口 年額2,000円。
- (4) その他本会の趣旨に賛同する者は1口 年額2,000円。

(資産の管理)

第20条 本会の資産は、評議員会の定めるところにより会長がこれを管理する。

(諸帳簿)

第21条 本会に次の諸帳簿を置く。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 現金出納簿
- (4) 証拠書類
- (5) 議事録
- (6) その他必要書類

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(細則)

第23条 本会の運営に必要な細則は、別にこれを定める。

附 則

- 1 本会則は、平成15年8月8日から施行する。
- 2 本会発足時の役員は、平成15年8月8日の設立総会で選出し、委嘱する。
- 3 平成16年3月30日 一部改正する。(第19条の追加)
- 4 平成16年7月17日、第14条の(2)を一部改正する。
- 5 平成22年7月17日、第8条の(1)及び第9条の(6)、第10条の(1)を一部改正する。
- 6 会則の名称を「沖縄県立開邦高等学校後援会会則」から「沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校会則」に改正する。
- 7 平成29年7月15日 第6条の(4)、第7条の(8)、第8条の(8)(9)、第9条の(8)(9)、第19条の(1)(2)(3)(4)を一部改正する。
- 8 平成30年8月17日、第7条の(3)及び第8条の(3)を一部改正する。

5 沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校後援会細則

第1条 この細則は、会則第22条に基づき、本会運営に関する必要な事項を定めることによって、円滑な後援会活動に資することを目的とする。

第2条 会則第4条の規定に基づき、本校の一層の活性化を図り、生徒の活躍を期待して、留学または大会等へ参加する生徒に対して、激励金を希求する。

① 国費米国留学、県費国外留学、本校の国際交流プログラム等に参加する生徒
一人当たり 10,000円

② 九州大会、全国大会、国際大会等に公的団体（機関）から推薦があり、かつ、校長が認めた個人または団体

ア 個人：一人当たり 5,000円

イ 団体：一人当たり 2,000円

第3条 会則第4条の規定に基づき、小・中・高校の12か年にわたり無遅刻・無欠課・無欠席の皆勤を達成した3年生を表彰し、副賞（5,000円分の図書券）を贈る。

第4条 会則第4条の規定に基づき、顕著な功績がある生徒について、表彰または激励金の支給を行う。

附則 この細則は、平成15年9月1日から施行する。

附則 （2）平成16年3月30日 一部改正する。（第3条、4条の追加）

附則 （3）第2条②を一部改正する。

附則 細則の名称を「沖縄県立開邦高等学校後援会会則」から「沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校会則」に改正する。

人権委員会設置要項

県立開邦高等学校

1. 目 的

学校教育目標を達成するために、憲法が保障する基本的人権の享有を再確認し、教師及び生徒の人権意識の啓発・高揚を図り、人権侵害を防止することを目的とする。

2. 内 容

(1) 人権意識の啓発・高揚活動

① 「人権を考える日」を設定し、人権意識の高揚を図る行事の企画・運営。

ア、職員研修（例：講演、ケーススタディー等）

イ、生徒に対する取り組み（例：講演、統一HR、全体集会、生徒会の取組等）

② 人権に関する情報、資料等の提供

③ その他

(2) 人権侵害と思われる行為や訴え等に対する調査、指導、助言等。

※ 調査等については「調査指針」を別に定める。

(3) その他

3. 運営方法

(1) 上記2の(!)に関する事項の審議。

(2) 上記2の(2)に関する事項について、「調査指針」の報告に基づいた審議、処理。

(3) その他

4. 委員会の性格

(1) 人権委員会は各種委員会とする。

(2) 委員の構成は次の通りとする。

校長（委員長）、教頭（副委員長）、カウンセラー（副委員長）、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、セクハラ相談員

(3) 人権相談員は、セクハラ相談員（男女各1名）をもって当てる。

5. 人権相談員の任務

人権相談員は、人権委員会への議題の提案及び上記の2の(2)に関する事項について調査報告を行うこととし、また必要に応じて生徒に指導・助言を行う。

6. 会議の開催

(1) 会議は原則として学期に1回開催し、「人権を考える日」の行事等を勘案して、必要に応じて開催する。

(2) 会議は委員長が招集する。

人権侵害と思われる行為や訴え等に対する人権相談員の調査指針

県立開邦高等学校

第1 基本的な心構え

職員及び生徒らの訴え等に対応するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1. 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点に立って、訴え等の内容や状況に応じて柔軟に対応する。
2. 事態を悪化させず、また再発を防ぐ観点から、事実関係の確認は迅速かつ正確に行い適正な対応を心がける。
3. 公平・公正な立場に立って真摯に対応する。
4. 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守する。

第2 訴え等の事務の進め方

1. 訴え等を受ける際に相談員が留意すべき事項

- (1) 相談者は、訴え等に適切に対応するために相互に連携・協力すること。
- (2) 実際に訴え等を受けるに当たっては、その内容を相談員以外の者に見聞きされないよう、周りに遮断した場所で行うこと。

2. 相談者から事実関係を聴取する際の留意すべき事項

訴え等を行う職員（以下「相談員」という）から事実関係を聴取するに当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 相談者の求めるものを把握すること。
 - ① 将来の言動や行為の抑止なのか
 - ② 謝罪要求や喪失した利益の回復、社会的制裁を求めるものなのか
- (2) 被害者の心身の状態、保護者の状況等から、どの程度の時間的余裕があるのかを把握すること。
- (3) 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に聴くこと。

相談者が被害者の場合、人権侵害を受けた心理的影響から、話につじつまが合わない場合がある。事実関係を正しく把握するためにも忍耐強く聴くようにする。
- (4) 被害者が明確な意志表示をしなかったからといって、被害者に非があるかのような対応はとらない。

(5) 事実関係については、次の事項を把握すること。

- ① 被害者と加害者の関係
- ② 問題とされる事件（言動）が、何時、何処で、どのように行われたか。
- ③ 相談者は加害者に対してどのような対応をとったか。
- ④ 問題の事件（言動）は、当事者以外に誰が知っているか。
- ⑤ 監督者等への報告、または相談をしているか。

(6) 聴取した事実関係を相談者に確認すること。

聞き違いの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり復唱して確認する。

(7) 聴取した事実関係等については、別紙様式により必ず記録しておくこと。プライバシーを守るため、取扱いを厳重にして校長が保管する。

3. 加害者とされる職員（生徒）からの事実関係等の聴取

(1) 原則として加害者とされる職員（生徒） から事実関係等を聴取する必要がある。

但し、監督者の観察、指導による対応が適当な場合もあるので、その都度適切な方法を選択する。

(2) 加害者とされる者から事情聴取する際には、その主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くなど、相談者から事実関係を聴取する際の留意事項を参考にして適切に対応する。

4. 第三者からの事実関係等の聴取

人権侵害について当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の認識が十分にできないと認められる場合は、第三者から事実関係を聴取することも必要である。

5. 相談者に対する説明

人権相談員は、相談者からの相談に関し、具体的に行った対応について説明する。

6. 人権侵害であるとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談、第三者からの訴え相談等については、「セクハラに関する苦情相談に対応する相談員の留意すべき事項についての指針」等を参考にする。

委員会の新設

委員会名：人権委員会

所管事項：1 人権意識の啓発活動

2 人権侵害と思われる行為や訴え等に対する調査、指導・助言

3 人権に関する情報、資料等の提供

4 その他人権に関すること。

委員構成：校長、◎教頭、○教育相談担当者、生徒指導主任、教務主任、セクハラ相談員、その他。

◎は委員長、○は副委員長

平成12 年 9 月 1 日から施行する。